

回答自治体名： 茨城県

担当課室： 廃棄物対策課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。
※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

- ・ 放射性物質汚染対処特措法により、国が処分することとされていた8,000ベクレル/kgを超える焼却灰などの指定廃棄物等の処分のあり方については、住民等の理解が得られるよう安全性等について国が十分な説明をしていただきたい。
- ・ また、指定廃棄物を国に引き渡すまでは、各事業者等が保管しなければならないことから、その間も適正な保管が維持できるよう、国が対策を講じるようしていただきたい。
- ・ 併せて、地元市町村の要望を反映した地域振興策を着実に実施するとともに、風評被害の未然防止に万全を尽くし、万一風評被害が生じた場合は国が責任を持って対応していただきたい。
- ・ 加えて、8,000ベクレル/kg以下の廃棄物についても、処分先を斡旋するなど国の責任で最終処分先を確保していただきたい。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

規則第 30 条に定める施設等についての必要性の見直しも含めて検討をしていただきたい。

ご協力ありがとうございました。